

令和3年9月27日 企画部

寒川町新型コロナウイルス感染症対策方針（第7弾）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による長引く緊急事態宣言を踏まえ、更なる感染防止と地域経済の両面から対策を講じる必要があることから、町民の安全・安心な暮らしを守るとともに、地域経済への支援として、「新型コロナウイルス感染症対策方針（第7弾）」を定めました。

なお、当該対策方針に係る一部の予算については、令和3年9月24日（金）に令和3年度寒川町一般会計補正予算第5号として議決されています。

新型コロナウイルス感染症対策方針（第7弾）の柱**感染症拡大防止対策**

その1

県内初！**広域連携によるワクチン接種機会の拡大**

～町民のワクチン接種が茅ヶ崎市の集団接種会場でも可能に～

その2

ワクチン接種優先枠の創設

～受験生向けに優先接種を実施～

その3

町内保育所等への登園自粛に伴う保育料の返還等

その4

町内小・中学校修学旅行中止に伴うキャンセル料の公費負担**緊急経済対策**

その1

寒川町事業継続緊急支援給付金（第4弾）の給付**問い合わせ先**

企画部 部長 深澤文武 ☎0467(74)1111 内線 204



新型コロナウイルス感染症 対策方針

第7弾

令和3年9月27日

 寒川町

寒川町新型コロナウイルス感染症対策方針

新型コロナウイルスの感染状況については、8月の感染拡大は危機的な状況にありましたが、9月に入りやや減少傾向にあるものの、依然として予断を許さない状況にあります。

こうした中、本年8月2日から同月31日までの間、緊急事態宣言が発出され、その後9月12日までの再延長を経て、同月30日まで再々延長されるなど、長引く緊急事態宣言を踏まえ、本町において更なる感染防止と地域経済の両面から対策を講じる必要があります。

町行政は、町民の生命・財産・暮らしを守ることが最大の使命であります。こうしたことを踏まえ、町民の安全・安心な暮らしを守るとともに、地域経済への支援として、次のとおり「新型コロナウイルス感染症対策方針（第7弾）」を定めました。

令和3年9月27日

寒川町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（寒川町長） 木村 俊雄

対策の内容

■ 感染症拡大防止対策

- ワクチン接種機会の拡大
- ワクチン接種優先枠の創設
- 町内保育所等への登園自粛に伴う保育料の返還等
- 町内小・中学校修学旅行中止に伴うキャンセル料の公費負担

■ 緊急経済対策

- 寒川町事業継続緊急支援給付金（第4弾）の給付

対策の内容

■感染症拡大防止対策

○ワクチン接種機会の拡大

ワクチン接種券は、9月27日までに12歳以上の全ての方に対して発送手続きが完了しました。接種券が届き次第予約が可能となりますが、早い段階でワクチン接種ができるよう、茅ヶ崎市の協力のもと、次のとおり接種機会を拡大します。

■茅ヶ崎市の集団接種会場において寒川町民の接種日を設定

◇会場：茅ヶ崎市民文化会館 1階 展示室

◇日程：①【1回目】令和3年10月 8日（金） 【2回目】令和3年11月5日（金）

②【1回目】令和3年10月 9日（土） 【2回目】令和3年11月6日（土）

③【1回目】令和3年10月10日（日） 【2回目】令和3年11月7日（日）

※時間はいずれも9時～18時（13時～14時を除く）

◇予約対象者：町が発行した接種券をお持ちの方で、これまで1度もワクチン接種をしていない方

◇予約枠数：各日500人(計1,500人分)

◇使用ワクチン：武田/モデルナ製ワクチン

◇予約方法：接種日の2日前までに寒川町の予約システム（LINE・Web）または寒川町ワクチン接種コールセンターで予約

対策の内容

■感染症拡大防止対策

○ワクチン接種優先枠の創設

受験生に対してワクチンの優先接種を実施します。

■受験生向けワクチン優先接種日を設定

◇会場：寒川病院（寒川町宮山195）

◇日程：①【1回目】令和3年10月10日（日） 【2回目】令和3年10月31日（日）

②【1回目】令和3年10月17日（日） 【2回目】令和3年11月 7日（日）

③【1回目】令和3年10月24日（日） 【2回目】令和3年11月14日（日）

※時間はいずれも9時～12時

◇予約対象者：すでに町から接種券をお持ちの方で、これまで1度もワクチン接種をしておらず、受験を予定している方

◇予約枠数：各日300人(計900人分)

◇使用ワクチン：ファイザー製ワクチン

◇予約方法：接種日の前日までに寒川町の予約システム（LINE・Web）または寒川町ワクチン接種コールセンターで予約

※中学校3年生及び高校3年生には接種券を先行送付し10月2日まで受け付けています。
その後一般枠として開放する予定です。

対策の内容

■感染症拡大防止対策

○町内保育所等への登園自粛に伴う保育料の返還等

新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、園内での感染防止を図るため、家庭保育が可能な方々に対して登園自粛をお願いした保育料を登園自粛期間中の欠席日数に応じて返還または納付振替を行う。

(1)登園自粛期間

令和3年8月10日（火）から令和3年9月30日（木）までの間

（今後、緊急事態宣言が延長となった場合は登園自粛期間も延長）

(2)登園自粛要請の対象

家庭保育ができる環境等にある方

(3)保育料の返還、納付振替の手続き

各施設からご案内があります。欠席日数については町が各施設に確認しますので手続きは不要です。

対策の内容

■ 感染症拡大防止対策

○ 町内小・中学校修学旅行中止に伴うキャンセル料の公費負担

現在の新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で、子ども達が楽しみにする修学旅行の中止は、苦渋の決断ではありますが、子ども達の命と健康を守ることを優先しました。

昨年度、今年度と2年間にわたり我慢を強いられている子ども達のために、感染症の収束をみながら修学旅行にかわる何らかの対応を検討しています。

このような検討を進めながらも、今回の小中学校の修学旅行中止に伴うキャンセル料の発生に対しては、保護者負担軽減を図るため、町（公費）負担とします。

対策の内容

■ 緊急経済対策

○寒川町中小企業事業継続緊急支援給付金（第4弾）の給付

緊急事態宣言の影響を受け、事業に支障が生じている町内の中小企業（個人事業者・農業者を含む）を対象として、事業継続のための緊急支援として給付金を支給します。

【給付金の制度】

◇2021年8月から9月のうち一月の売上高が、前々年または前年同月比で20%以上減少した事業者が対象となります。（国の月次支援金及び県の感染拡大防止協力金等の対象となる事業所については対象となりません。）

◇対 象：町内において事業所を有し事業を営んでいること
又は町内において営農、営業していること。

◇申請期間：2021年11月から12月までを予定

【対象区分と給付金額の上限】

対象の区分		給付金額の上限
個人事業者		100,000円
法人	小規模企業者	200,000円
	中小企業者	300,000円

<問い合わせ先>

■ 感染症拡大防止対策

☞ ワクチン接種機会の拡大

【健康福祉部健康づくり課／課長・大平（内線260）】

☞ ワクチン接種優先枠の創設

【健康福祉部健康づくり課／課長・大平（内線260）】

☞ 町内保育所等への登園自粛に伴う保育料の返還等

【学び育成部子育て支援課／課長・宮崎（内線160）】

☞ 町内小・中学校修学旅行中止に伴うキャンセル料の公費負担

【教育委員会学校教育課／課長・小島（内線520）】

■ 緊急経済対策

☞ 寒川町中小企業事業継続緊急支援給付金（第4弾）の給付

【環境経済部産業振興課／課長・原田（内線760）】

【環境経済部農政課／課長・富田（内線750）】